

◇研究機関名	大阪大学
◇件名	大学院情報科学研究科・大学院工学研究科における公的研究費の不正使用について
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 26 年 12 月 通報により、大阪大学 A 教授の不正使用（預け金）の疑いが発覚。また、調査の過程での新たな不正使用（偽装取引及び品名替）の疑いが発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 事前調査を行った結果、関係資料等から情報の信憑性が高く、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 調査委員会（学内委員 13 人、学外委員 3 名（弁護士 2 名、公認会計士 1 名）を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査期間 平成 26 年 12 月～平成 27 年 12 月</li> <li>・ 調査対象 情報科学研究科 A 教授の研究室（A 研究室）及び A 教授が助教授として工学研究科所属だった当時の B 元教授の研究室（B 研究室）に係る調査可能な公的研究費を対象に調査。また、調査過程で新たな事案（偽装取引及び品名替）が判明したため、合わせて調査。</li> <li>・ 調査方法 書面調査は A・B 研究室の全ての現存する経理関係書類について、聴き取り調査は A 教授、B 元教授及び B 研究室の C 元助手、A・B 研究室の関係者、預け金を行っていた業者を対象にそれぞれ実施。</li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b> 預け金（架空請求）、預け金（納品価格割高操作）、偽装取引、品名替</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動機、背景 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）預け金（架空請求）《平成 14～16 年度》 B 研究室（A 教授（当時助教授）は情報科学研究科所属となっていたが、建物竣工時期の関係で B 研究室に同居し、研究費もまとめて管理）では多額の競争的資金等を獲得できるようになり、年度末の一時的な預け金だけではなく、常態的な預け金を行うようになった。</li> <li>（2）預け金（納品価格割高操作）《平成 26 年度》 A 研究室において研究費の残額が見込まれたため、通常より割高な価格で購入することによって執行額を増やし、その差額を実質的な預け金とした。</li> <li>（3）偽装取引《平成 24 年度》 A 教授が、A 研究室の技術を活用して事業収入を獲得し、研究プロジェクトに在職しているような研究補助員等に安定した雇用の場を確保する目的で設立を提案した Z 設立会社の設立費用を捻出するため、偽装取引を行った。</li> <li>（4）品名替《平成 17～21 年度》 A・B 研究室において、支払手続きを簡略化するため、品名替を行った。</li> </ul> </li> <li>・ 手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）預け金（架空請求）《平成 14～16 年度》 業者（W・X・Y 社）に実態のない架空の納品書等を作成させて B 研究室</li> </ul> </li> </ul>

の研究費で支払い、その支払額を業者が預け金として管理。

(2) 預け金（納品価格割高操作）《平成 26 年度》

W社に定価の範囲内で通常より割高な価格で納入するよう指示し、A研究室の研究費で購入することにより、その差額を実質的な預け金として管理。

(3) 偽装取引《平成 24 年度》

A研究室で作成した実験材料をZ設立会社の商品として偽装し、W社を通じてA研究室の研究費で購入することにより、Z設立会社の売上収益としてA教授及びZ設立会社代表取締役（A教授の研究プロジェクトの関係者）が立替えていた設立費用を捻出。

(4) 品名替《平成 17～21 年度》

支払手続きを簡単にするため、役務契約を消耗品等に品名替え、高額な消耗品等を少額消耗品等に分割するなどの方法により、A・B研究室の研究費を支払い。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
戦略的創造研究推進事業	3,995,018 円 (うち私的流用 330,750 円)	3 人
科学技術振興調整費	1,724,058 円	3 人
科学研究費助成事業	595,623 円 (うち私的流用 330,750 円)	1 人
グローバルCOE	177,816 円	1 人
バイオアーキテクト研究	1,943,091 円	3 人
運営費交付金	2,860,981 円	3 人
計	11,296,587 円 (うち私的流用 661,500 円)	3 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に直接関与した実人数

注 1 書類保存期限超過のため詳細は不明であるが、W・X・Y社に残されている 170,355,116 円の預け金を確認した。上表の資金が特定されたものと重複する可能性はあるが、単純に合計すると、181,651,703 円となる。

注 2 上記のほか、国立研究開発法人科学技術振興機構の調査により、A・B研究室に係る戦略的創造研究推進事業の直執行において、93,164,955 円の不正使用（預け金及び品名替）が確認されている。なお、私的流用は確認されていない。

**【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**

(1) 預け金（架空請求）《平成 14～16 年度》

B元教授またはA教授（当時助教授）の指示等に基づき、C元助手またはB研究室の事務担当者が実務処理を行っていたと確認した。

大学等支払機関側の支払関係書類は保存期限到来のため廃棄されており、業者側の預り金管理書類も一部を除いて廃棄されていたが、残存している会計データや資料等により補完し、預け金の総額や財源特定に努めた。その結果、大学等支払機関側の支払事実が確認できる資料と業者側の預り金としての管理の事実が確認できる資料の突合により確認することができた財源及び取引金額を預け金として認定した。

	<p>なお、業者に残されていた預け金については、個別の取引内容や財源等が確認できないため、他の預け金と重複計上の可能性がある。</p> <p>預け金（架空請求）の用途については、私的流用はなく研究室の研究関連費用に使用されているものと判断した。</p> <p>(2) 預け金（納品価格割高操作）《平成 26 年度》</p> <p>A 教授がW社の関係者に相談を行い、納品価格割高操作による契約を指示していたと確認した。</p> <p>W社から提出された、納品価格割高操作額の管理資料により通常価格と割高納品価格を確認し、その差額を預け金として認定した。</p> <p>(3) 偽装取引《平成 24 年度》</p> <p>A 教授、Z 設立会社代表取締役及びW社社長が相談し、A 教授発案による本件偽装取引手法をA教授とZ設立会社代表取締役が共謀して行っていたと判断した。また、実験材料の作成にあたって、A 研究室にあった材料及び設備を使用し、Z 設立会社代表取締役が作成していたことを確認した。</p> <p>偽装した商品による取引を、Z 設立会社の銀行口座の通帳及び本学の支払関係書類等の照合により確認し、A 研究室の研究費による支払額を偽装取引として認定した。</p> <p>また、この取引の目的は私的に設立したZ設立会社の設立費用の検出であり、A 教授の明らかな私的目的であるため、全額を私的流用と判断した。</p> <p>(4) 品名替《平成 17～21 年度》</p> <p>B 研究室時代は、B 元教授、A 教授（当時助教授）またはC元助手の指示または任されて、また、A 研究室時代は、A 教授またはC元助手の指示または任されて研究室の事務担当者が実務処理を行っていたと判断した。</p> <p>現存する支払関係の会計書類（残存する会計システムデータも可能な限り事実確認に活用）と業者の売上げ等の事実を証明する証憑書類との照合を行ったところ、W社のみ、支払品目と売上品目の一致しない取引が確認できたため、品名替と認定した。</p> <p>(5) その他</p> <p>前述の（1）～（4）の不正使用には直接関与していないが、競争的資金等を獲得した教員等が、大枠を把握しつつも用途の全てを把握せず、A 教授又はB元教授の説明に従って予算管理を委ねたことにより、結果的に不正使用された研究者を4人確認した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b></p> <p>(1) 預け金（架空請求）関係（平成 16 年度以前に発生）</p> <p>(ア) 研究室関係者及び取引業者の不正使用に対する認識が不十分であった。</p> <p>(イ) 教員及び研究室の会計事務担当者による予算執行状況の把握が不十分かつ杜撰であった。</p> <p>(ウ) 事務部による納品事実確認の実施（平成 22 年 10 月）以前であり、検収体制が不十分であった。</p> <p>(エ) 預け金（架空請求）を行っても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがあった。</p> <p>(2) 預け金（納品価格割高操作）関係（平成 26 年度に発生）</p> <p>(ア) 教員発注における契約権限の委譲に伴う教員の責務に対する自覚が不足していた。</p> <p>(イ) 研究費の使用ルール（公正かつ効率的な使用）に対する教員の認識が著し</p>

く欠如していた。

(ウ) 教員及び取引業者の不正使用に対する著しい認識不足があった。

(3) 品名替関係 (平成 17~21 年度に発生)

(ア) 事務部による納品事実確認の実施 (平成 22 年 10 月) 以前であり、検収体制が不十分であった。

(イ) 教員及び取引業者の不正使用に対する認識不足があった。

(4) 偽装取引関係 (平成 24 年度に発生)

(ア) 私的に設立した会社の設立費用等へ流用 (私的流用) されており、教員に倫理観及び研究費が税金等によって賄われていることに対する認識が著しく欠如していた。

(イ) 取引業者にも倫理観の欠如があった。

(ウ) 研究室関係者及び取引業者の不正使用に対する認識不足があった。

(5) その他 ((1) ~ (4) 共通)

(ア) A 教授及び B 元教授が、研究室所属研究者に対して、各人が獲得した研究費を研究室でまとめて管理することを説明し、そのように管理する体制となっていたため、各研究者は、設備費や特殊な消耗品等は実質的に予算管理できていたが、全ての予算管理を獲得研究者のみで行うことにはなっていなかった。

#### 【再発防止策】

(1) 預け金 (架空請求) 関係

(ア) 教員に対して予算責任者の責務を再教育し、研究室内での適切な予算管理を再徹底する。

競争的資金等については獲得研究者 (各 PJ 内で配分を受ける者を含む) が自ら執行計画を立て、進捗管理を行う責任があることを再徹底する。

(イ) 事務部における執行状況の確認や各研究室内の経理事務手続きのモニタリングを再徹底する。

(ウ) 教員発注制度における教員の責務についての再教育を行う。

全部局において、教員に対する権限と責任 (契約権限者、経理責任者) について説明会を開催

(エ) 物品購入、役務契約における事務部による契約の履行事実確認を再徹底する。

(オ) 取引業者への処分の強化及び周知を行う。

不正使用に対する取引停止期間の長期化 (最長 9 か月以内を 24 か月以内に改正) を実施し、業者に対してもリーフレットを配付して周知。

(カ) 阪大 ADT (Automatic operation of Data Taking) 方式<sup>※</sup>への参加業者の拡大を図る。

※ 業者の売上データを取込み、納品書と突合することにより、架空取引、品名替を防止するとともに、納入価格の分析にも活用可能となる方式。

(キ) 競争的資金等の使用ルール (公正かつ効率的な使用等) の再徹底を行う。

(2) 預け金 (納品価格割高操作) 関係

(ア) 教員発注制度における教員の責務についての再教育を行う。【再掲】

(イ) 競争的資金等の使用ルール (公正かつ効率的な使用等) の再徹底を行う。

#### 【再掲】

(ウ) 取引業者への処分の強化及び周知を行う。【再掲】

(エ) 阪大 ADT (Automatic operation of Data Taking) 方式への参加業者の拡大

	<p>を図る。【再掲】</p> <p>(3) 偽装取引関係  (ア) 教員発注制度における教員の責務についての再教育を行う。【再掲】  (イ) 取引業者への処分の強化及び周知を行う。【再掲】</p> <p>(4) 品名替関係  (ア) 教員発注制度における教員の責務についての再教育を行う。【再掲】  (イ) 物品購入、役務契約における事務部による契約の履行事実確認を再徹底する。【再掲】  (ウ) 取引業者への処分の強化及び周知を行う。【再掲】  (エ) 阪大 ADT (Automatic operation of Data Taking) 方式への参加業者の拡大を図る。【再掲】</p> <p>(5) 意識改革による取組  1) 教職員等を対象とする取組  (ア) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施し受講を義務付ける。また、理解度チェックを実施する。  (イ) 今回の事案を踏まえた再発防止のための取組を不正使用防止計画推進室発行の広報誌「STOP! 研究費不正!」に掲載し、全教職員、TA、RA、アルバイト等に配布し、コンプライアンス教育を実施する。  (ウ) 研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を、全教職員から再徴取する。  (エ) 教職員等に対して、虚偽書類の作成等の不正使用を行った場合は刑事告訴を行うことがあることや通報制度等を周知し、不正使用に対する牽制機能を強化する。</p> <p>2) 業者を対象とする取組  (ア) 取引業者を対象にしたリーフレット等の内容を見直し、不正使用防止体制、不正使用に関与した場合の処分等が強化されていることを説明し、不正使用への関与禁止及び通報の協力を要請する。  (イ) 取引業者に対して、虚偽書類の作成等の不正使用を行った場合は刑事告訴を行うことがあることを周知し、不正使用の牽制機能を強化する。</p> <p>3) 監査による教員や取引業者への牽制  (ア) 競争的資金等の特別監査の対象研究者に対して、本学の不正使用防止対策に関するルール等について、コンプライアンス教育等の浸透度合を確認する等の聴き取り調査を実施する。  (イ) 大学の債務額を適正に把握するため、抽出により取引業者との債権額の突合を行う。また、不正が発生する要因を分析し、債務残高調査又は個別取引における大学の会計書類との突合を行い、必要に応じて聞き取り調査を行うなどのリスクアプローチ監査を実施する。</p>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の処分  本学就業規則に基づき、A教授を懲戒解雇とした。  私的流用に関与した者に対しては、刑事告訴を検討中。  不正使用に関与した業者(W、X、Y社)に対しては、24か月の取引停止処分を行った。</li> <li>・ 交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い  直接不正使用に関与しているA教授の研究費について、調査開始後に使用停止を行った。(B元教授及びC元助手は調査開始以前に退職)</li> <li>・ 本件の公表状況</li> </ul>

	<p>平成 27 年 12 月 25 日（金）記者会見を行い、調査結果を公表（氏名公表あり）</p> <p>平成 27 年 12 月 28 日（月）～平成 28 年 1 月 12 日（火）大阪大学ホームページに公表（氏名公表あり）</p> <p>平成 28 年 2 月 12 日（金）処分結果を公表（氏名公表あり）</p> <p>平成 28 年 2 月 12 日（金）～平成 28 年 2 月 26 日（金）大阪大学ホームページに公表（氏名公表あり）</p>
--	---